

## 転入予定者へのご案内

### 1 入所受付要件

①住宅及びマンションの購入契約書(引渡日の記載が入所開始年度の前年度の3月19日以前のものに限る。)若しくは、②マンション・アパート等の賃貸契約書(契約開始日、入所予定日等が入所開始年度の前年度の3月19日以前のものに限る。)がある場合、又は③転入する住所が確定している場合(入所開始年度の前年度の3月19日までの転入に限る)は、一斉入所及び3月10日までの随時申込が可能です。

### 2 提出物

#### 【①又は②の場合】

- ・申立書
- ・次の内容が記載された契約書等の写し
  - (1) 契約者名
  - (2) 契約者印
  - (3) 契約会社等の社印
  - (4) 契約日
  - (5) 引渡日又は入所予定(可能)日等

#### 【③の場合】

- ・申立書

### 3 注意点

- (1) 入所開始年度の前年度3月19日までに当該住所に転入したことを確認後に保育所入所承諾通知を出します。3月20日以降の転入の場合や、申請した住所と違う住所に転入した場合は、認定取消となります。
- (2) 東海市の入所受付は、原則として東海市に住民票がある方のみです。そのため、新築住宅がまだできていない、マンションの引き渡しは3月となる等、どうしても申込日までに東海市に住民票を移すことができない方への救済として、当該制度を導入しています。